



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1127 形質変更時要届出区域の指定 (環境管理課)..... 1
- *1128 平成26年和歌山県告示第302号(家畜人工授精等手数料)の一部改正 (畜産課)..... 1
- 1129 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 2
- 1130 " (")..... 2
- 1131 都市計画事業の認可 (下水道課)..... 3

○ 警察本部告示

- 6 一般競争入札による落札者の決定 3

告 示

和歌山県告示第1127号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年8月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 形質変更時要届出区域

海草郡紀美野町長谷字西浦谷下1260-31の一部(別図のとおり)

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質及び同条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類

基準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	1,1,1-トリクロロエタン、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
規則第31条第2項の基準	鉛及びその化合物

(別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに紀美野町住民課に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1128号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第3第12項第7号の規定により、平成26年和歌山県告示第302号(家畜人工授精等手数料)の一部を次のように改正し、平成29年9月1日から適用する。

平成29年8月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項の表中

事業団和牛M	1回	11,200	2,380	8,820	同上
--------	----	--------	-------	-------	----

を

事業団和牛M	1回	11,200	2,380	8,820	同上
事業団和牛N	1回	6,670	2,380	4,290	同上
事業団和牛O	1回	9,040	2,380	6,660	同上

に

改める。

和歌山県告示第1129号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1130号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1131号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年8月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

湯浅町

2 都市計画事業の種類及び名称

湯浅都市計画下水道事業 湯浅町雨水公共下水道

3 事業施行期間

自 平成29年8月29日

至 平成36年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

和歌山県有田郡湯浅町大字栖原字家中及び丸山

(2) 使用の部分

和歌山県有田郡湯浅町大字栖原字家中及び丸山

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年8月29日

和歌山県警察本部長 宮沢忠孝

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成29年7月10日

4 落札者の氏名及び住所

NECAP/日興通信コンソーシアム

(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

(構成員) 日興通信株式会社

東京都世田谷区桜丘一丁目2番22号

5 落札金額

126,576,000円 (うち消費税及び地方消費税の額9,376,000円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成29年5月30日